



定 款

岩谷産業株式会社

岩谷産業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、岩谷産業株式会社と称し、英文では IWATANI CORPORATION と記す。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種高圧ガスならびに同生産供給設備および容器、器具の販売。
2. 液化石油ガス、石油製品ならびに同燃焼器具装置の販売。
3. 溶接、切断用機器装置および材料の販売。
4. 各種計量器および保安機材器具の販売。
5. 産業機械、工作機械、化学機械装置、圧縮機および電気機器の販売。
6. 各種医薬品、工業薬品、医療用具ならびに毒物、劇物、火薬類および合成樹脂原料、同製品の販売。
7. 金属製品の販売。
8. 食料、肥料、飼料、農産、畜産、水産、林産、天産物およびこれらの加工品の販売ならびに酒類、清涼飲料等の販売。
9. 情報処理サービス業。
10. 通信機械器具、電子応用機械器具および装置の販売。
11. 繊維原料およびその製品の販売。
12. 車輌の販売。
13. 前各号のほか、内外各種商品の販売および輸出入業。
14. 前各号商品の製造加工および請負業。
15. 建設工事請負業および設計監理業。
16. 倉庫業。
17. 一般および特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、貨物運送取扱事業ならびに航空運送事業およびその代理店業。
18. 船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業および海運代理店業。

19. 不動産売買、賃貸借、仲介および管理業。
20. 不動産および動産のリース業。
21. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険、その他各種代理業。
22. 有価証券等の売買、金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受けおよび外国為替の売買等の金融業。
23. 労働者派遣事業。
24. 人材教育用研修施設の管理、運営。
25. 旅行業法に基づく旅行業。
26. 前各号に付帯または関連する一切の業務。

(所 在 地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市におく。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1億2千万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう当会社に対して請求(以下「買増請求」という。) することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人の設置)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 13 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利行使することのできる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することのできる株主または質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、必要があるときは臨時株主総会を招集する。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、取締役会の決議をもって会長または社長がこれにあたる。会長および社長に差支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役中の1人がこれに代る。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってする。

2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、17名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。

取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。増員または補欠として、選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議をもって代表取締役4名以内を選定し、そのうち1名は社長とする。

(役付取締役)

第 23 条 当会社は、取締役会の決議をもって名誉会長 1 名、会長 1 名、副会長若干名、社長 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 会長または社長は、取締役会を招集してその議長となる。

会長および社長に差支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役中の 1 人がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(業務の執行)

第 27 条 取締役会は、会社の業務執行を決する。

(取締役会の決議方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(相談役、顧問および支配人)

第 30 条 取締役会の決議をもって、相談役、顧問および支配人をおくことができる。

(取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議をもって選任する。監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役との責任限定契約)

第 39 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事 業 年 度)

第 40 条 当会社の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議をもって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。

(期末配当金の除外期間)

第 42 条 期末配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第 7 章 買 収 防 衛 策

(買収防衛策の導入等)

第 43 条 株主総会は、買収防衛策の導入、変更または廃止を決定することができる。

2. 取締役会は、買収防衛策の廃止を、また買収防衛策に定める独立委員会の承認を得て、買収防衛策の変更を決定することができる。

(令和4年6月22日改正)